

日野市における生産緑地地区指定に関する基準

平成 29 年 9 月 29 日

(適用)

この基準は、日野市都市計画区域内における生産緑地地区指定について、必要な事項を定めるものである。

(趣旨)

この基準は、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づく生産緑地地区の指定について必要な事項を定めるものとする。

(指定要件)

生産緑地に指定できる農地等は、生産緑地法第 3 条に基づく次に掲げる要件に該当する一団のものの区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当効果があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること
- (2) 面積が 300 m²以上の規模であること
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること
- (4) 相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること

(指定する農地等)

地域の実情を踏まえ、次のいずれかに該当する農地について、生産緑地に指定するものとする。

- (1) 日野市都市計画マスタープラン、日野市みどりの基本計画等の個別計画に位置づけられているもの
- (2) まちづくりを進めていく上で、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- (3) 既に指定された生産緑地地区の一体化又は整形化を図ることができ、一団の土地となるもの
- (4) 真にやむをえない事由によりこれまで手続きができなかったもの
- (5) 市街化区域内における環境保全機能・緑地機能を有するもの
- (6) 農業経営の安定を図るため役立つ優良農地であるもの
- (7) 新鮮な野菜の地元供給拡充を可能とし、市民のくらしを豊かにするもの
- (8) 公園緑地等の公共施設の候補地としての機能を有するもの
- (9) 区画整理事業区域内での「農あるまちづくり」の推進に役立つもの
- (10) 区画整理事業区域内生産緑地地区の減歩相当分を補うもの

(指定しない農地)

「指定要件」の記述にいかわらず、都市計画的な観点から、次のいずれかに該当する農

地等は原則として生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 都市計画により土地の有効利用を図るべき地域地区に指定されている区域、商業地域又は近隣商業地域が指定されている区域
- (2) 既に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の認可又は承認が行われている道路・公園等の都市計画施設の区域と重複するもの
- (3) 計画的な市街地の形成を図る上で支障があると認められるもの
- (4) 現況が農地であっても農地法(昭和 27 年法律第 229 号)の規定による転用の届出が行われているもの(届出後の状況の変化により現に再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合を除く)
- (5) 生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取の申出があり、行為の制限が解除されたもの(解除後の状況の変化により現に再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合を除く)

(地区の指定)

生産緑地地区指定は、当該地区の土地利用の動向を勘案し、指定対象農地等の所有者に生産緑地地区指定に関する必要書類の提出を求め、審査のうえ、必要と認められるものについて行うものとする。

(適正管理)

生産緑地に指定した農地等については、良好な都市環境の形成に資するよう、農業委員会の協力の下に適正管理について指導を行っていくものとする。

付則

この基準は、平成 29 年 9 月 29 日以降に新たに指定する生産緑地について適用する。

この基準の適用日に、現に生産緑地の指定を受けている農地等は、この基準により生産緑地地区の指定を受けた農地とみなす。